

奈良県在宅歯科医療連携室運営事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 摘要

奈良県在宅歯科医療連携室運営事業を実施（受託）する事業者を公募するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとします。

2 目的

この事業は、在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口として、在宅歯科医療連携室を設置することにより、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の構築を目的とします。

3 委託業務の概要

(1) 業務名

令和6年度奈良県在宅歯科医療連携室運営事業委託業務

(2) 委託内容

別紙「奈良県在宅歯科医療連携室運営事業委託業務仕様書」のとおり

(3) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とします。

(4) 委託上限額

3,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

ただし、国の交付金等の状況により、契約内容を変更する場合があります。

(5) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(6) 留意事項

本業務は令和6年度奈良県予算の成立を前提としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託金額、委託条件等を見直した上で再募集を行う場合がある。

なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を請求することはできない。

4 参加資格等

次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 企画提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

(3) 公告日から過去5年以内に、国又は地方公共団体より、在宅歯科医療の推進に係る業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

①役員等（役員（非常勤を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下

同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

②暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑦県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったと認められるとき。

⑧県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を報告せず、又は警察に届け出なかったと認められるとき。

5 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書及び企画提案書等を期限までに提出することとします。

6 公募型プロポーザル実施要領等の交付方法、交付期間等

(1) 交付方法

①奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課のホームページからダウンロード
(<https://www.pref.nara.jp/1650.htm>)

②郵送による交付

送付先を記入し、140円切手を貼ったA4サイズが折らずに入る返送用封筒(角形2号等)を、下記まで送付してください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟3階

奈良県福祉医療部医療政策局 地域医療連携課 医療DX・連携・在宅医療推進係
「令和6年度奈良県在宅歯科医療連携室運営事業委託業務」資料送付希望 と明記してください。

(2) 交付期間

令和6年2月26日(月)午前9時～令和6年3月8日(金)午後5時まで

※ただし、ホームページの掲載期間。

※郵送での配布を希望の場合は、令和6年3月1日(金)必着で(1)②まで封筒を送付してください。

(3) 交付資料

(1)により次の書類を交付します。

①参加申込書

②公募型プロポーザル実施要領

③委託業務仕様書

④提出様式(【様式1】～【様式5】)及び質問票(【様式6】)

7 説明会の開催

本公募の実施にかかる説明会は行いません。

8 参加申込書の提出

実施(受託)希望者は、次の書類を期限までに提出してください。

提出書類	参加申込書
提出部数	1部
提出期限	令和6年3月8日(金)午後5時まで(必着)
提出方法	郵送により提出してください。ただし、配達記録が確認できる方法により、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。
提出場所	〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県福祉医療部医療政策局 地域医療連携課 医療DX・連携・在宅医療推進係
その他	提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消します。 書類の作成にあたって、使用する言語は日本語(情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。)とし、通貨は日本国通貨に限ります。

9 質疑及び回答

質問方法	<p>質問がある場合は、「質問票」（【様式6】）に必要事項を記載し、FAXまたは電子メールにて送付後、提出先の担当係まで必ず電話にて送付した旨を連絡してください。電子メールでの質問は、件名を「奈良県在宅歯科医療連携室運営事業委託業務に関する質問」としてください。電話・来訪など口頭による質問は受け付けません。</p> <p>なお、電子メールにより連絡を行う場合の送付先メールアドレスについては、担当係に電話で問い合わせをしてください。</p>
提出先	<p>奈良県福祉医療部医療政策局 地域医療連携課 医療 DX・連携・在宅医療推進係 電話:0742-27-8676 FAX:0742-22-2725</p>
質問票提出期間	令和6年2月26日（月）～令和6年3月1日（金）午後5時まで
質問への回答	<p>参加申込者全員に令和6年3月5日（火）までに電子メールで回答します。この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正と見なします。併せて奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課のホームページに随時公表します。 (https://www.pref.nara.jp/1650.htm)</p> <p>ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。</p>

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を、A4片面（必要に応じA3折り込みも可）で提出してください。

【様式1】企画提案書

【様式2】実施（受託）希望者概要書・・・会社概要等あれば添付してください。

【様式3】委託業務実施体制及び管理体制

【様式4】類似業務受注実績・・・契約書（写）、成果物等あれば添付してください。

【様式5】事業計画書

・仕様書に規定する業務内容に係わる以下の事項を踏まえた提案

- ①在宅歯科医療連携室における連携室の開設場所、開設日時、対応体制（対応人数等）についての提案がされているもの
- ②地域における在宅歯科医療の推進及びかかりつけ歯科医や他分野との連携・調整体制の構築についての手法と内容について具体的な提案がされているもの
- ③在宅歯科医療・口腔ケア指導希望者等に対する訪問診療が可能な歯科診療所の紹介についての手法と内容について具体的な提案がされているもの（在宅歯科医療を充実させるための取組を含む。）
- ④在宅歯科医療機器の貸出に関する手法と適正な管理方法について具体的な提案がされているもの

⑤在宅歯科医療連携室の広報（介護サービス事業所等への出張説明会を含む。）の実施について効果的な手法や内容の提案がされているもの

⑥各施設を対象に口腔機能シミュレーターを用いた個別出張研修や研修外での活用の実施について効果的・効率的な手法や内容の具体的な提案がされているもの（口腔機能シミュレーターの適正な管理手法も含む。）

【様式任意】見積書・・・内訳がわかるようにし、金額は消費税込みの金額を記入してください。

(2) 提出部数

正本1部、副本10部（副本については、社名の分かる記載は消してコピーする等により提出してください）

(3) 提出期限

令和6年3月18日（月）午後5時

(4) 提出方法

持参または郵送により提出してください。

ただし郵送の場合、配達記録が確認できる方法により、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。

(5) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟3階
奈良県福祉医療部医療政策局 地域医療連携課
医療DX・連携・在宅医療推進係

(6) その他

①提案は、各応募者1案とします。

②文字の標準サイズは、10ptとします。最高サイズは特に指定しませんが、最低サイズは8ptまでとします。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではありません。書体は任意とします。

③書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限ります。

④参加等企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず応募者の負担とします。

⑤提出された企画提案書は返却しません。

⑥企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認めます。ただし、部分的な差し替えは認めません。

⑦提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となりますが、提出者に無断で公開しません。

⑧提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消します。

1.1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、審査委員会により、次の(1)～(4)の評価項目等について採点を行うものとし、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち評価点合計点数が最も高く、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定します。た

だし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、最優秀提案者として選定できません。

提案者が1者の場合、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者について、最優秀選定者として選定します。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、最優秀提案者として選定できません。

- (1) 業務実績、人的構成等に照らして、当該業務を適切かつ確実に遂行することができる能力、知識及び経験を有すること。(10点)
- (2) 企画提案内容が、当該業務の効果的・効率的な推進に資するものであること。(70点)
- (3) 個人情報保護等情報についての管理体制が適正にされるものとなっていること。(10点)
- (4) 経費が妥当であること。(10点)

※評価点方式については、別表のとおりです。

1.2 審査結果

決定した受託予定者の名称は、提案書提出者全員に対し、文書により通知します。選定結果については、次に掲げる事項について、奈良県ホームページへ公表するものとします。

- ① 業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日
- ② 受託者・提案者毎、評価項目毎の評価点及び合計点(ただし、受託者以外の業者名は公表しない)

1.3 失格事由

提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とします。

- (1) 4参加資格等に示した参加資格が備わっていないとき。
- (2) 企画提案書に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 提出された企画提案書が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 一以上の評価項目についての記載がなかったとき。
- (5) 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

1.4 契約の不締結

受託予定者が4参加資格等に係る記載の要件を満たさないものであるときには、受託予定者と契約を締結しないものとします。

1.5 その他

- (1) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合があります。
- (2) 提案者が1者のみの場合も審査会において審査を行い、1.1企画提案書等の審査を満

たす採点結果であった場合は、その提案者を選定します。

- (3) 選定結果として、提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があります。また、県民等からの情報公開の請求に応じて提案書等の開示を行う場合があります。
- (4) 最優秀提案者として選定された提案者と速やかに契約締結の協議を行います。
- (5) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定します。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととします。ただし、この場合においても11企画提案書等の審査を満たす場合に限ることとします。
- (6) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法、奈良県会計規則およびその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。

<参考> 企画提案公募スケジュール

時 期	内 容
令和6年 2月26日(月)	公告
令和6年 3月 1日(金)	質問票提出期限
令和6年 3月 5日(火)	質問回答期日
令和6年 3月 8日(金)	参加申込書提出期限
令和6年 3月18日(月)	企画提案書提出期限
令和6年 3月22日(金)	プロポーザル審査会の開催

別表

評価項目	評価事項	配点	基本点数	調整係数												
		①×②	①	②												
1 業務遂行の実現性・安定性 (実施体制、業務実績等) < 10点 >	(1)実施体制【様式 2, 3】 ①統括担当者、専任担当者の経歴 保有資格や実務経験年数等において本業務を実行する上で有効であるか。 ②事業者 県内の歯科保健業務に携わっており、歯科医療機関と連携を図りやすい事業者か。	5点	5点	1.0												
	(2)業務実績【様式 4】 同種業務(*)の実績が、本業務を実行する上で有効であるか。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>評定</th> <th>契約金額</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">同種業務実績2回以上</td> <td>2,660千円以上</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>2,660千円未満</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">同種業務実績1回</td> <td>2,660千円以上</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>2,660千円未満</td> <td>2点</td> </tr> </tbody> </table>	評定	契約金額	評価点	同種業務実績2回以上	2,660千円以上	5点	2,660千円未満	4点	同種業務実績1回	2,660千円以上	3点	2,660千円未満	2点	5点	5点
評定	契約金額	評価点														
同種業務実績2回以上	2,660千円以上	5点														
	2,660千円未満	4点														
同種業務実績1回	2,660千円以上	3点														
	2,660千円未満	2点														
2 企画提案内容の優良性 < 70点 >	事業計画【様式 5】															
	①在宅歯科医療連携室における連携室の開設場所、開設日時、対応体制（対応人数等）についての提案がされているか。	10点	5点	2.0												
	②地域における在宅歯科医療の推進及びかかりつけ歯科医や他分野との連携・調整体制の構築についての手法と内容について具体的な提案がされているか。	15点	5点	3.0												
	③在宅歯科医療・口腔ケア指導希望者等に対する訪問診療が可能な歯科診療所の紹介についての手法と内容について具体的な提案がされているか。（在宅歯科医療を充実させるための取組を含む。）	15点	5点	3.0												
	④在宅歯科医療機器の貸出に関する手法と適正な管理方法について具体的な提案がされているか。	10点	5点	2.0												
	⑤在宅歯科医療連携室の広報（介護サービス事業所等への出張説明会を含む。）の実施について効果的な手法や内容の提案がされているか。	10点	5点	2.0												
⑥各施設を対象に口腔機能シミュレーターを用いた個別出張研修や研修外での活用の実施について効果的・効率的な手法や内容の具体的な提案がされているか。（口腔機能シミュレーターの適正な管理手法も含む。）	10点	5点	2.0													
3 個人情報保護等情報管理体制の優良性 < 10点 >	管理体制【様式 3】															
	①在宅歯科医療希望者に係る個人情報や相談内容等について、情報保護に関する運用上の仕組みやルール作りが適切に行われているか。	5点	5点	1.0												
	②個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策がされているか。	5点	5点	1.0												
4 経費の妥当性 < 10点 >	【見積書】 評価点数は、次の式により求める。 評価点数=10点×（最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額） （小数点以下切り捨て）	10点	10点	1.0												
合 計		100点														

※ 同種業務:国または地方公共団体より受託した、在宅歯科医療の推進に係る業務